

一関地区広域行政組合行政財産使用料条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、徴収する行政財産の使用料については、一関市行政財産使用料条例（平成17年一関市条例第48号）の例による。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の一関地方衛生組合行政財産使用料条例（昭和52年一関地方衛生組合条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。